

令和5年度「元気な農業応援事業」の実施方法と採択基準について

令和5年度から見直す点

- ◆「環境と人にやさしい農業支援事業」は本事業に統合されました。
- ◆堆肥の切り返しなど目的に沿った使用をする場合は、フロントローダーとバケットなどトラクターにアタッチするものが対象となります。
- ◆スマート農機の導入については、「収益力向上支援」をご活用ください。
スマート特例：上限事業費なし、補助率3/10、補助上限額180万円
- ◆「省エネルギー対策支援」は、施設の2回目以降の支援も新たに対象となります。
1回目：補助率3/10 2回目以降：補助率1.5/10

昨年度から引き続きとなる要件など

○成果目標の設定・達成状況報告書の提出が必須です

- 事業実施3年後の目標を設定していただき、取組者全員を対象とした達成状況の確認を実施します。提出がない場合は事業の活用を不可とします。
- 目標未達成の場合は、再度、翌年に「達成状況報告書」を提出していただきます。
また、未達成となった翌年度に事業要望する場合、審査において減点措置を実施します。

○機械・施設整備（ハード）事業の審査基準

- 「審査項目確認書」により全ての対象者を一律に審査します。
- 自己採点において「3点」に満たない場合、要望を受付しないものとします
- 予算の範囲内において、獲得点数の高い事業から採択します。
(同点の場合は、要望額の低い方を優先的に採択します)

○その他

- 汎用性の高い機械・施設を補助対象外とします。
(例) フォークリフト、ショベルローダー、バックホー など
- 実績報告時に導入機械・施設の保険加入日を確認することを必須とします。
- 事業要望審査により採択、不採択を決定することを基本としますが、要綱に定める範囲で若干の補助率調整をする場合もあります。
- 実績報告時に「領収書」を添付することを原則とします。
- ソフト事業において、ハード事業同様、申請時に「3者見積書」の添付を基本とします。
ただし、3者見積もりが取れない場合、理由書でも可とします。